

# 金沢美術工芸大学教育研究センター規程

令和6年4月1日

規程第3号

## (設置)

第1条 教育研究活動を推進し、その成果を発信するとともに、FD活動による教育の質的向上を図り、研究不正防止及び研究倫理の遵守を徹底することを目的に、本学に教育研究センター（以下「センター」という。）を置く。

## (分掌)

第2条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 教育研究活動の推進と教育研究成果の発信
- (2) FD活動
- (3) 教育研究活動に係る不正行為の防止推進
- (4) 人を対象とする研究倫理審査
- (5) 教育研究活動の顕彰
- (6) その他前条の目的を達成するために必要な事業

## (組織)

第3条 センターに、次の職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 理事長が指名する教員
- (3) 事務局職員

2 センター長及び運営委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

## (事業の執行)

第4条 センター長は、担当する教育研究審議会委員の監督のもとに、第2条に掲げる事業を総括し、当該センターに属する職員を指揮監督する。

2 運営委員は、第2条に掲げる事業に関してセンター長が指示する事業を行う。

## (雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が定める。

## 附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。